後期高齢者医療制度のお知らせ

~ 令和4年度の保険料のお支払いと 保険証(被保険者証)の一斉更新について ~

■ 7月に保険料額をお知らせします

令和4年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。 ≪保険料の計算方法≫

均等割 【1人当たりの額】

51,892円

+

所得割

【本人の所得に応じた額】 (令和3年中の所得-最大43万円)

×10.98%

1年間の保険料

【限度額66万円】 (100円未満切捨)

- ○1年間の保険料の上限額は、66万円になります。
- ○年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです。 ※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

◆ 保険料の軽減

- ① 均等割の軽減(年額)
 - ●軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
 - ●被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
 - ●昭和32年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	均等割の軽減割合
	令和4年度
4 3万円+1 0万円×(給与所得者等の数-1)	7割
4 3万円+ (2 8 万 5 千円×世帯の被保険者数) + 1 0 万円×(給与所得者等の数-1)	5割
4 3 万円+ (5 2 万円×世帯の被保険者数) + 1 0 万円×(給与所得者等の数-1)	2割

- ※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。
- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える方

② 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- ●この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減となります。 (51.892円→25.946円)
- ※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の 国民健康保険等は含まれません。

■ 保険証が新しくなります

現在、ご使用の黄緑色の保険証の有効期限が令和4年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら黄色の保険証をご使用ください。

- ○新しい保険証の有効期限は、令和4年9月30日です。
- ○窓□負担割合の見直しに伴い、9月中に、**すべて**の被保険者の方を対象に新しい保険証を交付します。

(窓口負担割合が変更とならない方も含みます。)

新しい保険証は黄色です

■ 減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)限度証(限度額適用認定証)も新しくなります

現在、ご使用の橙色の減額認定証および限度証の有効期限が、令和4年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。引き続き交付対象に該当する方は7月中に減額認定証および限度証を交付しますので、8月1日からは水色の減額認定証および限度証をご使用ください。新たに必要と

なる方は、次の交付要件に該当することをご確認の上、役場住民課住民係へ申請してください。

※有効期間は1年間です。

◆減額認定証の交付対象…次の区分 I または区分 II に該当する方

区分 I ○世帯全員が住民税非課税で区分 I に該当しない方
区分 I 世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに
該当する方
○世帯全員の所得が 0 円の方
※公的年金控除は 8 0 万円を適用
※給与所得がある場合、その金額から 1 0 万円を控除
○老齢福祉年金を受給されている方

◆限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みI または現役並みIIに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みIIに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の 被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一 世帯にいる被保険者の方

新しい減額認定証及び限度証は水色です





☆ お問い合わせ ☆

北海道後期高齢者医療広域連合 住所 〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目

国保会館6階

電話:011-290-5601

役場住民課住民係 電話:68-2112